「議会だより」題字書道コンクール

★ 作 品 募 集 ★

長瀞町議会では、議会の活動状況に関する情報を広く提供することにより、議会への関心と理解を深めることを目的として、年４回（５月･８月･１１月･２月）**「議会だより」**を発行しています。

今回、町名変更５０周年記念事業の一環として、町民の方を対象とした題字書道コンクールを実施します。

最優秀作品は、令和４年１１月１日発行の「議会だより」No. 23 から題字に採用させていただきます。

奮ってご応募ください！

<< 募 集 要 項 >>

【応募資格】 町内にお住まいの方（年齢は問いません）

【課　　題】 議会だより（横書き）

例 **議会だより**

【作品基準】

- 用紙は、条幅とし、画仙紙半切（タテ約１３６cm×ヨコ約３５cm）を横に使用する。
  ※紙のサイズは、上記より長短３cm程度まで可とします。
  ※表装、裏打ち、押印等はしないでください。
- 書体及び字体の指定ありません。

【応募方法】

- １人につき、１点の応募とします。
- 作品の裏面に、必ず鉛筆で氏名（フルネーム）を記入してください。
  （ボールペン等インクを使用するものは不可）
- 裏面の「応募用紙」に必要事項を記入の上、作品に添えてください。

【応 募 先】 **長瀞町役場4階　議会事務局**

【応募締切】 **令和4年10月7日（金）午後5時**

【表　　彰】

●最優秀賞　１点、優秀賞　２点とし、いずれも賞状と記念品を授与します。

●入賞者の発表は、文書にて直接本人に通知するほか、町ホームページ等で発表します。

●表彰式を令和４年１２月中旬に行う予定です。

【審 査 員】　　議会だより編集委員会委員（長瀞町議会議員）

【審査基準】

●誰もが“議会だより”と読めること。

●「議会だより」の題字としてふさわしいこと。

【そ の 他】

●応募作品は、返却いたしません。

●応募作品は、長瀞町役場４階で展示する予定です。

●応募作品の著作権及び作品の二次使用等に関する一切の権限（著作者人格権を侵害しない程度の加工を含む）は、応募時点から期間の制限なく長瀞町に帰属するものとします。

●応募者氏名、住所等の応募用紙記載事項については、応募者名簿を作成する等のコンクール業務に必要な範囲でのみ利用します。ただし、入賞者については、表彰及び入賞発表に関する業務にも利用するものとします。

【問合せ】　議会事務局　☎66－3111（内線402・403）

キ リ ト リ 線

「議会だより」題字書道コンクール　応募用紙

（ふりがな） 応募者氏名	
応募者住所	長瀞町大字

事 務 局 使 用 欄			
受付印		受付番号	

応募作品は、応募者本人が書した作品に相違ないことを誓います。